

司法アクセスの視点から見た中国の民事訴訟

韓 寧

はじめに

中国において、司法体制確立の歩みは1978年から始まった。1978年の共産党第11期中央委員会第3回全体会議における「民主と法制」の方針の発表から、1997年の「法によって国を治める」理念の提出まで、中国はおよそ30年をかけて、社会主義の特色ある現代司法体系を全面的に確立させた。確かに、司法体系の確立が中国の経済改革及び社会の発展に有力な保障を与えていると言える。しかしながら、実務において一部の司法制度は機能を十分に果たしていない。また、十分国民のニーズに応じきれない等の問題も存在している。しかも、経済の発展と社会情勢の変化に伴い、これらの問題は、ますます深刻化する傾向がある。したがって、司法制度の健全化と効率化を図り、国民にハイレベルな司法サービスを提供するために、司法制度に対して全面的な改革を行う必要がある。

実は、2002年、共産党の第16回大会で、司法体制改革の推進という戦略的な方策が既に提出されていた。それ以降、中国では一連の司法改革に関する政策と措置を打ち出し、訴訟制度、訴訟費用制度、検察監督体制等の分野で改革を始めた。

現在、司法改革の展開に伴い、中国国民の権利意識、民主意識は絶えず強まっており、何か起きたら、「法律に照らし合わせ」、「納得するまで問いかける」現象はますます一般的になってきた。多くの紛争が事件の形で司法の分野に集まり、司法手段は社会関係を調節する主な手段となっている。また、実体としての公正を求めるだけでなく、手続の公正をも求めている。そして、知る権利、意思表示権の享有を求めるだけでなく、参画権、監督権の享有をも求めている。このような国民の司法に対するニーズの増加に伴い、いかに社会の公平と正義を実現し、国民の司法上の権益を保護するか、いかに司法の公正性及び効率を高め

るか、さらに、いかに司法能力を制約する体制的、構造的、保障上の障害を取り除き、国民の司法へのアクセスを最大限に実現するかは、司法改革の深化段階における重要な課題になってきている¹⁾。

本稿では、司法民主化及び司法アクセスの大前提から出発し、中国民事訴訟に焦点を合わせて、民事訴訟における司法アクセスに関わる諸制度について考察を行い、また、これらの制度の実務状況及び問題点について分析と検討を行いたいと思う。

一 民事訴訟への国民参加——人民陪審

近年、司法への国民参加が中国でよく議論されている。2011年に、最高人民法院院長王勝俊は全国人民代表大会での工作報告の中で、司法民主化の重要性を強調し、司法民主化を推進することが社会主義司法建設の必然な選択であることを指摘した²⁾中国における司法への国民参加に関して、最近、最も注目すべき動向は人民陪審制度の復活である。人民陪審制度とは、民間人である人民陪審員が裁判に参加し、プロである裁判官と一緒に合議体を組織し、事件を審理し、判決を下す制度である。中国では民事訴訟、行政訴訟、刑事訴訟のいずれについても人民陪審制度を採用することができるが、この中で、一番よく利用されるのが民事陪審である³⁾なお、人民陪審は民事訴訟、行政訴訟、刑事訴訟の中において、それぞれ民事陪審、行政陪審、刑事陪審と呼ばれている。

1 人民陪審の盛衰

人民陪審は人民の司法参加の一環として、1930年代、既に中国共産党の革命根拠地、辺区、解放区の審判実務において実行され始めた⁴⁾。中華人民共和国建国後の1951年、「中華人民共和国人民法院暫定組織条例」が公布され、初めて法

1) 中国の司法改革は、2004年から初期段階に入り、2008年から展開段階に入り、2014年から深化段階に入ったと言われている。李軒・沈念祖・楊曉非「三个时代的三轮司法改革」《经济观察报》2014年4月4日。

2) 2011年最高人民法院工作報告を参照。

3) 搜狐新聞「揭秘中国人民陪審員制度現狀：陪而不審」(<http://news.sohu.com/20140327/n397285260.shtml>)。

4) 「人民陪審員制度：人民參與審判」(<http://news.sina.com.cn/c/2008-03-11/174215125217.shtml>)。

の形で人民陪審制度が定められた。その後、1954年憲法の中でも、「人民法院が事件を審理する際に、法によって人民陪審制度を実行する」(75条)ことが定められた。

1950年代、人民陪審制度が活発に利用され、人民陪審員の数も非常に多かった。1956年に至って、人民陪審員の数が20万人を超えた。ところが、50年代末期になると、政治運動と群衆運動の影響によって人民陪審制度の民主的な色彩及び司法上の役割が弱体化し始めた。また、60年代になってから、人民陪審の利用が急激に減少し始め、さらに、「文化大革命」時期に入ってから、この制度の実行が完全に停止してしまった。そのため、文革憲法と呼ばれる1975年憲法の中で、人民陪審に関する条文が一度削除されることになった。

「文化大革命」終結後、崩壊した司法体系の再建が始められ、人民陪審制度の再建に関しては、1978年憲法の中で「人民法院が事件を審理する際に、群衆代表陪審の制度を実行する」(41条2項)との規定が設けられた。また、1979年「刑事訴訟法」と1979年「人民法院組織法」の中においても、人民陪審制度に関する規定が設けられた。実務においても、人民陪審はある程度まで回復された。ところが、1982年憲法(現行憲法)の中では、一転して人民陪審の条文が設けられていないのである⁵⁾。

民事陪審について、1982年「民事訴訟法(試行)」35条では、「人民法院が第一審民事事件を審理するとき、裁判官と陪審員によって共に合議体を組織し、又は裁判官によって合議体を組織する」、「陪審員は陪審の職務を遂行する際、裁判官と同等の権利及び義務を有する」との条文が定められ、これが民事陪審に法的根拠を与えていた。また、1991年民事訴訟法の中でも同じような規定が設けられている⁶⁾。

人民法院組織法と民事訴訟法、刑事訴訟法、行政訴訟法は人民陪審制度について原則的な規定を設けているものの、陪審事件の範囲、人民陪審員の資格及び選

5) その理由は、①憲法126条「人民法院が法によって独立に審判権を行使し、行政機関、社会団体及び個人からの干渉を受けてはならない」という審判権の独立性を強調する条文に合わせるために、②昔のような群衆運動による司法への干渉を防ぐために、③現在、人民陪審制度自体が憲法レベル上に定められる必要性はなくなった、とのことにあると言われている。韩大元「论中国陪审制度的宪法基础」法学杂志2010年10期。

6) 2007年に改正された中華人民共和国民事訴訟法40条及び2012年に改正された中華人民共和国民事訴訟法39条も同じような内容が定められている。